

TAINS

Tax Accountant Information Network System

SERIES TAINS 解体新書

過少申告加算税 ～「正当な理由」～



草間 典子^[足立]

はじめに

国税通則法65条4項では、「正当な理由」があると認められるものがある場合には、その認められる事実に基づく部分については過少申告加算税を課さないとの規定があります。「正当な理由」があると認められるものがあるとは具体的にどのような場合をいうのか。今回は、過少申告加算税の「正当な理由」について争われた事例をご紹介します。

I. 「正当な理由」の要件

平18.4.25最高裁
(一部破棄自判・一部破棄差戻し)
Z256-10377

<最高裁の判断>

過少申告加算税は、過少申告による納税義務違反の事実があれば、原則としてその違反者に対し課されるものであり、これによって、当初から適法に申告し納税した納税者との間の客観的不公平の実質的な是正を図るとともに、過少申告による納税義務違反の発生を防止し、適正な申告納税の実現を図り、もって納税の実を挙げようとする行政上の措置である。

国税通則法65条4項は、修正申告書の提出又は更正に基づき納付すべき税額に対して課される過少申告加算税につき、その納付すべき税額の計算の基礎となった事実のうちその修正申告又は更正前の税額の計算の基礎とされていなかったことについて正当な理由があると認められるものがある場合には、その事実に対応する部分についてはこれを課さないこととしているが、過少申告加算税の上記の趣旨に照らせば、同項にいう「正当な理由があると認められる」場合とは、真に納税者の責めに帰することのできない客観的な事情があり、上記のような過少申告加算税の趣旨に照らしても、なお、納税者に過少申告加算税を賦課することが不当又は酷になる場合をいうものと解するのが相当である。

II. 相続財産の申告漏れ／相続人らと面識のない場合

平17.12.21非公開裁決
(棄却・全部取消し)F0-3-120

<事案の概要>

審査請求人の相続税の調査において、相続財産に申告漏れが生じていたとして、原処分庁が相続税の更正処分及び過少申告加算税の賦課決定処分をした事案です。本件は、請求人が被相続人及び他の相続人とは生来面識がなかったことなどの事情が、過少申告加算税を課されない正当な理由に該当するか否かを争点としています。

請求人は、被相続人の長女ですが、3歳の時に被相続人と別居後は、被相続人と接触はなく、遺産分割協議が開始されるまで他の相続人とも接触はありませんでした。

審判所は、更正処分について適法としましたが、賦課決定処分については、全て取り消す判断をしています。

<審判所の判断>

請求人は、幼いころから被相続人と暮らしておらず、被相続人についての知識はほとんどなく、相続財産について知り得る立場にあった他の相続人との連絡はA弁護士が唯一の窓口となっていたことから、本件相続に係る相続財産については、同弁護士からの情報に基づいたものに限定されていることが認められる。

また、請求人は、①相続財産の把握のため、A弁護士から示された資料を基に自ら金融機関への残高照会を行い、その結果に基づき、弁護士から初めに示された預金額を上回る金額を申告書に記載して申告し、②遺産分割協議に際して、金融機関への取引照会のほか、A弁護士を通じて申告に反映されていない未分割の相続財産の有無について弁護士に問い合わせ、本件株式以外にはない旨の回答を得ていたものであり、本件相続に係る相続財産に係る情報について可能な努力を行っていることが認められる。そして、本件株式については、他の相続人も相続税の申告期限後に把握した財産であり、

請求人は、平成15年12月10日に他の相続人から連絡を受けて初めてこれらの財産の存在を知ったこと、公社債については、被相続人専用金庫に保管されていたものであること、立替金については、不動産等に係る被相続人の立替金であること、B社株式については、同株式の評価誤りを是正したものであることからすれば、その種類、性質及び保管状況等に照らし、請求人は、他の相続人からの情報提供や協力なしにこれらの財産を把握することなどが困難であったことも認められる。

これらのことを総合して判断すると、請求人は、本件相続に係る法定申告期限の経過の時に、各財産の存在を知り得ていなかったと認められ、また、B社株式の価額を適正に評価するために必要な資料及び情報を知り得る状況にはなかったものである。そして、そのことには真にやむを得ない事情があったと認められ、このような請求人に過少申告加算税を賦課することは酷であって、正当な理由があると解するのが相当である。

III. 個別対応方式の用途区分／住宅賃貸部分を含む中古建物

令3.4.21東京高裁
(一部取消し)Z888-2359

<事案の概要>

本件は、中古不動産の買取再販売を主な事業とする控訴人が、販売目的で行った建物の購入のうち、購入時にその全部又は一部が住宅用として賃貸されている建物について、消費税法30条2項1号イの「課税資産の譲渡等」に区分して、控除対象仕入税額を計算して確定申告をしたところ、日本橋税務署長から、本件各課税仕入れは、「課税資産の譲渡等」とその他の資産の譲渡等に共通して要する課税仕入れ(共通課税仕入れ)に区分されるとして、消費税等の各更正処分及び過少申告加算税の各賦課決定処分を受けた事案です。

東京高裁は、消費税の用途区分は共通課税仕入れに区分されるとしました

が、過少申告加算税については、国税通則法65条4項にいう「正当な理由」を認めています。

<東京高裁の判断>

被控訴人は、国税通則法65条4項にいう「正当な理由」が認められないことの根拠として、東京地裁平成24年判決、さいたま地裁判決、名古屋地裁判決、平成17年判決、平成22年判決及び平成27年判決を挙げて、これらはいずれも本件課税仕入れが共通課税仕入れに区分されることを示唆するものであり、さらには、文献又は雑誌の記事においても、本件課税仕入れについて共通課税仕入れに当たることを示すものが存在していたことを挙げる。

しかしながら、税務当局は、平成9年頃、本件課税仕入れを課税資産の譲渡にのみ要する課税仕入れに該当するとの回答をしていたことが認められることを前提とすると、その後、平成17年以降、本件各確定申告当時までにおいては、本件課税仕入れについて共通課税仕入れに当たることを示すものが存在していることを考慮しても、従来の見解を変更したことを納税者に周知するなど、これが定着するよう必要な措置を講じるのが相当であったと解されるが、そのような措置が講じられたとは認められない以上、控訴人には真に納税者の責めに帰することのできない客観的な事情があり、過少申告加算税の趣旨に照らしてもなお納税者に過少申告加算税を賦課することが不当又は酷になる場合に該当するということができる。

おわりに

Ⅲの令和3年4月21日東京高裁の事案は、国が上告受理申立てをしていません。令和3年7月29日の東京高裁では、同様の事案について「正当な理由」がないとされており、最高裁の判断が注目されます。

TAINSの入会に関するお問い合わせは、データベース事務局へ
TEL 03-5496-1195

会計事務所向けシステムなら

MJS

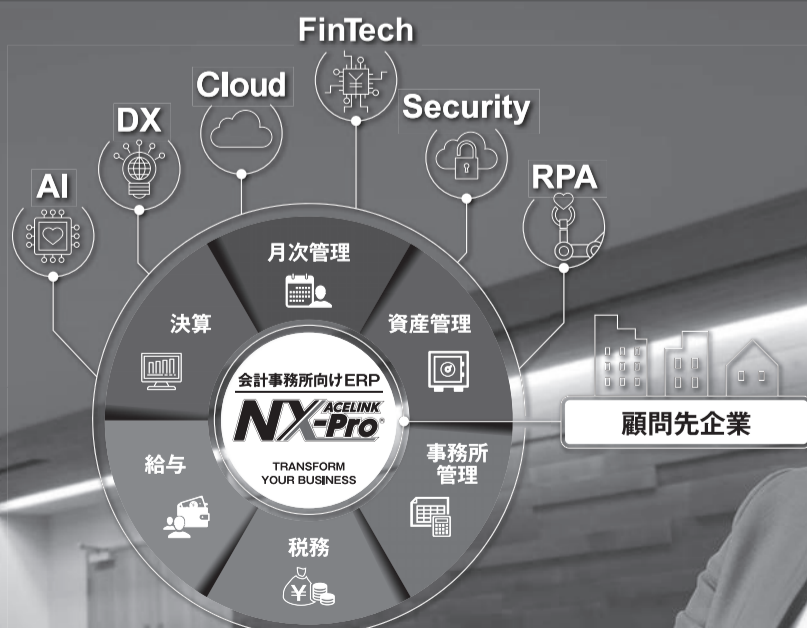
ミロク情報サービス

MJSでは、最新テクノロジーを活用したサービスを提供することにより会計事務所と顧問先企業の関係をより強固なものとし、会計事務所の新たなビジネス創出を支援します。

●記載の製品名は株式会社ミロク情報サービスの商標又は登録商標です。

ACELINK NX-Pro 検索

MJSはミロク会計人会とともに企業経営をサポートしています。



MJS 財務と経営システムのリーディング・カンパニー
株式会社ミロク情報サービス
東証第一部上場(証券コード:9928)

